



佐賀県公報

平成18年
3月10日
(金曜日)
第12727号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

- 青少年を健全に育成するうえで優れている映画の推奨 (一三六・こども課) 一
- 青少年に有害な図書等の指定 (一三七・") 一
- 公有水面埋立ての出願 (二三八・河川砂防課) 三
- 道路の区域の変更 (二三九・道路課) 六
- 道路の供用開始 (一四〇・") 七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 七
- 北方町営高野地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 七
- 佐賀県庁通送業務委託に係る一般競争入札 (総務法制課) 八
- 公安委員会事項 (公告) 九
- 平成十八年度警備員検定の実施 (公告) 九

○告示

●佐賀県告示第百三十六号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第六条の規定により、青少年を健全に育成するうえで特に優れている映画として次のものを推奨する。

平成十八年三月十日

佐賀県知事 古川 康

17-1	佐賀のがばいばあちゃん	(製作) 映画「佐賀のがばいばあちゃん」製作委員会 (配給) 株式会社ティ・ジョイ	小学生・中学生・高校生・青少年向、家庭向、その他	昭和三十年代、親元をひとり離れ、佐賀にある祖母の家で暮らすことになった主人公・明弘の極めつけの貧乏生活にあつて、どんな厳しい局面でも持ち前の人生哲学で明るく切り抜ける気丈な祖母と暮らした少年期の体験を通して、こころの豊かさや家族の愛情、地域や学校の暖かい共同体の姿を描いた作品であり、情操を高め、豊かな人間性の啓発に役立つものとして、青少年を健全に育成するうえで特に優れているものと認められる。
------	-------------	---	--------------------------	---

●佐賀県告示第百三十七号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年三月十日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-292	コミック ザ・ベストMAGAZINE キュン! VOL.031 ザ・ベストSPECIAL 3月号増刊	KKベストセラーズ	14078-03 ①2006.4/24	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-293	漫画 ばんがいち 4月号	(株)コアマガジン	18295-04	
"	17-294	コミック まあるまん 本当にあったHな話 4月号	(株)ぶんか社	13701-4	
"	17-295	話王 本当にあったHな話 81号 4月号	(株)ぶんか社	19819-4	
"	17-296	月刊 メルフレボンパー NO-059 4月号	KKベストセラーズ	08513-04	
"	17-297	DVD ヤッタネ! 2006ウィンドウズROM! 4月号別冊 4月号	(株)MCプレス	01864-04 ①2006.04.22	
"	17-298	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.100 4月号	KKベストセラーズ	04039-04	
"	17-299	ハッスルEX VOL.2 コミックMate 4 月号増刊	(有)K.M.エージェンシー	13778-4 ①-2006 5/20	
"	17-300	That's DAN 2006 vol.79 4月号	(株)バウハウス	04117-04	
"	17-301	MAZi! 【マジ!】 vol.25 4月号	ミリオン出版(株)	18275-4	
"	17-302	増刊 特冊新鮮組 4/7号	(株)竹書房	24396-4/7 ①-4/22	
"	17-303	これが本当! 人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション4月 号増刊	(株)バウハウス	18764-04 ①2006年4月21日	
"	17-304	これッ! 本気 H話 バカH 第25号 4月号	マイウェイ出版(株)	17423-4	
"	17-305	もっとすごい出会いの本当のH話 Vol.30 増刊Dr.ピカソ 4月号	(株)バウハウス	06636-04 L2006/4/17	

◎佐賀県告示第百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、出願に係る書面及び関係図面を平成十八年三月十日から平成十八年三月三十日まで佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び玄海町役場において縦覧に供する。

なお、当該埋立てに係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該埋立てについての意見書を佐賀県知事に提出することができる。

平成十八年三月十日

佐賀県知事 古川 康

一 出願年月日 平成十七年十月五日

二 出願人の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(二) 名称 玄海町

(三) 代表者の氏名 玄海町長 寺田 司

三 埋立区域

(一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字尾の前七一二番一、七一二二番五、七一二五番六及び七一二五番四五並びに七一二五番一、七一二五番四五から七一二五番四七まで、七一二五番四九、七一二五番五四、七二一五〇番、七二一六二番、七二一六三番三、七二一六三番四、七二一六六番一及び七二一七四番、字小倉七二七五番、七二一七番イ、七二一七番ロ、七二一八番一及び七二一九番四並びに字志礼川八四二番一及び八四二七番三の地先公有水面

(二) 区域 ア 次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を

結ぶ春分の満潮位（DLプラス二・六八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串字森木七五三番二に設置された四

等三角点（北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分

二四秒）から二〇五度一三分三五秒一、一三七・〇四メートルの地点

②の地点 ①の地点から三六度一〇分五七秒一三・八五メートルの地点

③の地点 ②の地点から三六度一分二五秒一・九三メートルの地点

④の地点 ③の地点から三四度四八分二七秒八・三二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三七度三四分四秒一一・〇三メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から四三度二二分五〇秒一〇・一三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から五一度二〇分二五秒六・九メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から五六度四七分七秒六・八八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から六四度一七二分二〇秒一・六五メートルの地点

イ 次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑤の地点と⑩の地点を結ぶ春分の満潮位（DLプラス二・六八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑩の地点 佐賀県唐津市鎮西町串字森木七五三番二に設置された四等三角点（北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒）から二〇四度一二分二一秒一、〇七七・七六メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から六四度一六分四五秒七・八三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から七三度四九分五八秒一一・九八メートルの

地点

⑬の地点 ⑫の地点から七八度三九分五三秒〇・四四メートルの地

点

⑭の地点 ⑬の地点から八五度一七分二六秒一一・二五メートルの

地点

⑮の地点 ⑭の地点から八九度九分二二秒一〇・七二メートルの地

点

⑯の地点 ⑮の地点から九二度五三分三六秒七・二二メートルの地

点

⑰の地点 ⑯の地点から九二度二五分一三秒一三・一四メートルの

地点

⑱の地点 ⑰の地点から九二度五二分二〇秒三・五三メートルの地

点

⑲の地点 ⑱の地点から五度二二分一三秒三・六八メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から九三度四八分二六秒九・九一メートルの地

点

㉑の地点 ㉑の地点から九九度二五分五六秒五・〇二メートルの地

点

㉒の地点 ㉒の地点から九九度四二分二八秒二・五三メートルの地

点

㉓の地点 ㉓の地点から一〇一度五八分二一秒六・七六メートルの

地点

㉔の地点 ㉔の地点から一一九度五八分一四秒一〇・一メートルの

地点

㉕の地点 ㉕の地点から一〇五度四五分五八秒五・〇九メートルの

地点

㉖の地点 ㉖の地点から一〇六度二四分二〇秒六・七メートルの地

点

⑳の地点 ㉖の地点から一〇九度三八分八秒一四・二メートルの地

点

㉗の地点 ㉗の地点から一一一度五七分五九秒一七・二二メートル

の地点

㉘の地点 ㉘の地点から一一一度五〇分一二秒三・〇一メートルの

地点

㉙の地点 ㉙の地点から一一一度四五分五五秒二〇メートルの地点

㉚の地点 ㉚の地点から一一一度四五分五六秒一一・〇一メートル

の地点

㉛の地点 ㉛の地点から一一一度三分三〇秒九・〇六メートルの地

点

㉜の地点 ㉜の地点から一一二度一四分四六秒一〇・二六メートル

の地点

㉝の地点 ㉝の地点から一一四度四〇分四〇秒九・五八メートルの

地点

㉞の地点 ㉞の地点から一一七度一四分四一秒〇・八六メートルの

地点

㉟の地点 ㉟の地点から一一九度二一分二三秒一〇・五三メートル

の地点

㊱の地点 ㊱の地点から一二三度一〇分三三秒一〇・五三メートル

の地点

㊲の地点 ㊲の地点から一二七度二秒一〇・五一メートルの地点

㊳の地点 ㊳の地点から一三〇度四八分二九秒一〇・五一メートル

の地点

㊴の地点 ㊴の地点から一三六度八分三九秒二〇・六八メートルの

地点

④1の地点 ④0の地点から一三八度二八分一九秒八・二メートルの地点

④2の地点 ④1の地点から一三八度一九分三一秒一・九三メートルの地点

④3の地点 ④2の地点から一四〇度三九分九秒一六・五二メートルの地点

④4の地点 ④3の地点から五四度五七分四一秒四・六三メートルの地点

④5の地点 ④4の地点から一四四度五七分二四秒二七・〇四メートルの地点

④6の地点 ④5の地点から二三四度五八分一七秒二・〇五メートルの地点

④7の地点 ④6の地点から一四七度四〇分五秒三・八五メートルの地点

④8の地点 ④7の地点から二三九度四三分二〇秒三・一メートルの地点

④9の地点 ④8の地点から一五〇度五一分四二秒七・九七メートルの地点

⑤0の地点 ④9の地点から一五二度五〇分三九秒六・六七メートルの地点

⑤1の地点 ⑤0の地点から一五五度一八分三九秒二〇・三二メートルの地点

⑤2の地点 ⑤1の地点から一五六度二九分三〇秒五・五三メートルの地点

⑤3の地点 ⑤2の地点から一五五度一八分四三秒一四・二四メートルの地点

⑤4の地点 ⑤3の地点から一五二度一七分四九秒九・五四メートルの地点

⑤5の地点 ⑤4の地点から一四七度三八分五七秒九・三メートルの地点

⑤6の地点 ⑤5の地点から一四〇度四分五三秒七・二メートルの地点

⑤7の地点 ⑤6の地点から一三七度二〇分二一秒七・〇八メートルの地点

⑤8の地点 ⑤7の地点から一三〇度二五分四四秒三・五六メートルの地点

⑤9の地点 ⑤8の地点から一二三度四五分六秒八・七六メートルの地点

⑥0の地点 ⑤9の地点から一一四度一二分二七秒八・七六メートルの地点

⑥1の地点 ⑥0の地点から一〇六度一分一七秒六・四二メートルの地点

⑥2の地点 ⑥1の地点から九九度一分二〇秒六・四二メートルの地点

⑥3の地点 ⑥2の地点から九三度三四分一八秒三・八三メートルの地点

⑥4の地点 ⑥3の地点から九〇度二五分六秒一・七八メートルの地点

⑥5の地点 ⑥4の地点から八七度一四分四三秒八・一三メートルの地点

⑥6の地点 ⑥5の地点から八〇度三五分二九秒九・二八メートルの地点

⑥7の地点 ⑥6の地点から七五度五七分三四秒九・五二メートルの地点

⑥8の地点 ⑥7の地点から七三度五分一八秒九・七六メートルの地点

⑥9の地点 ⑥8の地点から七二度九分五六秒五・〇三メートルの地点

⑦0の地点 ⑥9の地点から七一度三〇分三秒一四・九三メートルの地点

点

①の地点 ⑦の地点から七一度三二分五秒二〇メートルの地点

②の地点 ⑧の地点から七一度三〇分三秒二〇メートルの地点

③の地点 ⑨の地点から七一度三三分三秒一七・一メートルの地
点

④の地点 ⑩の地点から七一度三三分二秒七・一八メートルの地
点

(三) 面積 七、七二三・四一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字尾の前七一二番一、七一二二番五、七一一四番一、七一一五番六、七一一四番四から七一一四番四七まで、七一一四番四九、七一一四番五四、七一一五〇番、七一一六番、七一一六三番三、七一一六三番四、七一一六六番一及び七一一七四番、字小倉七一一七五番、七一一七番イ、七一一七番ロ、七一一八番及び七一一九番四並びに字志礼川八四二三番一及び八四二七番三の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ春分の満潮位(DLプラス二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串字森木七五三番二に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒)から二〇五度三九分四一秒一、一四四・九七メートルの地点

②の地点 ①の地点から三〇七度四九分二秒四三・一九メートルの地点

③の地点 ②の地点から三七度四九分六秒一〇〇・五メートルの地
点

点

④の地点 ③の地点から九〇度一分四秒一二三・二四メートルの地
点

⑤の地点 ④の地点から一一度二七分二九秒一六一・〇三メー
ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三八度一三分五秒一一一メートルの地
点

⑦の地点 ⑥の地点から一五二度一四分五秒九六・五一メートル
の地点

⑧の地点 ⑦の地点から七二度一〇分八秒一〇五・九一メートルの
地点

⑨の地点 ⑧の地点から一四二度三二分二秒四二・八メートルの
地点

⑩の地点 ⑨の地点から一六一度二八分一五秒一〇メートルの地点

五 埋立地の用途 公衆用道路

●佐賀県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月十日から平成十八年四月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市高木瀬東二丁目八〇一 番地先から 佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先まで	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先まで	八・〇 六・〇	五 一八・九	一、五八四・九
	佐賀市高木瀬東二丁目八〇一 番地先から 佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先まで	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先まで	七・八 五・四	七 一七・六	
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先から 佐賀市金立町大字千布字布上二 本松四一・二三番一 地先まで	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先から 佐賀市金立町大字千布字布上二 本松四一・二三番一 地先まで	一・六 一・六	一 一・六	一、五八五・〇
	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先から 佐賀市金立町大字千布字布上二 本松四一・二三番一 地先まで	佐賀市高木瀬東二丁目三三九番 三 地先から 佐賀市金立町大字千布字布上二 本松四一・二三番一 地先まで	七・八 五・四	七 一七・六	

●佐賀県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月十日から平成十八年四月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市高木瀬東二丁目八〇一 番地先から 佐賀市高木瀬東二丁目三三九番三 地先まで 佐賀市高木瀬東二丁目三三九番三 地先から 佐賀市金立町大字千布字布上二 本松四一・二三番一 地先まで	平成一八・三・一〇

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年4月27日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年3月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 佐賀県地域生活支援ネットワーク

- (2) 代表者の氏名 木原 昭裕

- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市高木瀬東一丁目5番19号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害や難病等を持ち、地域生活において挑戦する機会を与えられた選ばれた人（以下、「チャレンジド」という）及びその家族（以下、「チャレンジド等」という）に対して、自立して地域生活を送るために必要な支援に関する事業を行い、チャレンジドの社会参加と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

北方町長 松本 和夫から協議のあった北方町営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）高野地区の計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の

規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成18年4月25日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265）に提出してください。

平成18年3月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

北方町営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）高野地区の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年3月13日から平成18年4月10日まで

3 縦覧の場所

武雄市役所

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月10日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部総務法制課長 土 屋 清 史

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名 佐賀県庁通送業務委託

(2) 委託業務内容 佐賀県庁と県内の現地機関、各市町村及び佐賀県が指定するその他の機関とを巡回し公文書等を配送する業務、配送前の準備業務及び配送後の整理業務

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法 一日当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札すること。

2 入札参加資格

次の事項を満たしていること。

(1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第1号に規定する特定信書便の役務を内容とする特定信書便事業許可を有すること又は平成18年3月31日までに取得予定であること。

(2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は平成18年3月31日までに取得予定であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県経営支援本部総務法制課文書法制担当（佐賀県庁本館1階文書担当）
電話番号0952-25-7347

(2) 入札説明書の交付方法 平成18年3月10日から3月22日までの期間、前記(1)の部局で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 前記(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(4) 入札書の提出期限 平成18年3月23日 午後4時

(5) 開札の日時及び場所 平成18年3月23日 午後4時30分

佐賀県庁本館1階総務法制課文書担当執務室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。

<p>イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のない者</p> <p>(4) 入札の中止 次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。</p> <p>ア 当該入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。</p> <p>イ 当該入札について、特段の理由により中止を必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 代金の支払い方法 月未了払い</p> <p>(7) 落札者の決定方法</p> <p>ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(8) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(9) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成18年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。</p>	<p>(10) 当該入札について定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによるものとする。</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年3月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 検定の種別及び級の区分 施設警備業務2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成18年6月20日(火曜日) 8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ムートプラザ佐賀(佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1)</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>エ 施設警備業務の管理に関すること。</p> <p>オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
---	---

<p>4 受検資格</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員</p> <p>30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成18年4月21日(金曜日)から平成18年5月12日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面、又は申請者が警備員である場合、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 受検票の持参</p> <p>検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください</p>	<p>い。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参すること。</p> <p>9 問い合わせ先</p> <p>検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p>
---	--

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月十日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社 古川総合印刷

